

(第十八部)

第二回参議院決算委員会會議錄第八号

昭和二十三年四月二十八日(水曜日)午後一時四十八分開會

本日の會議に付した事件

○國家行政組織法施行までの暫定措置に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(下條康實君) 只今から決算委員会を開きます。昨日豫備審査をいたして置きました國家行政組織法施行までの暫定措置に關する法律案、これが衆議院を通過いたしましたので、正式にこちらの方に回付になりましたから、正式に御審議願いたいと思います。尙この國家行政組織法という、未だ制定せられざる法律の題名を掲げることにつきましては、衆議院で修正になりました。これにつきましては政府からちよつと御説明願いたいと思います。

○國務大臣(船田重二君) 今委員長から御報告がありましたように、昨日國家行政組織法施行までの暫定措置に關する法律案が衆議院を通過いたしましたのでありますが、それにつきましては、衆議院の方で、國家行政組織法という法律がまだないのに、そういう名稱を用いることは不適當だというような御意見から修正されました。國家行政組織に關する法律、それからあとの施行というところを制定施行というふうに修正されました。國家行政組織に關する法律という名稱に變更して可決されました。從つて附則の方にやはり「國家行政組織法の施行」とありますとこ

ろを、こも亦「國家行政組織に關する法律の制定施行されるまでの間」というふうに修正いたしましたので、衆議院を通過いたしましたような次第でございます。

○委員長(下條康實君) この際政府にお願いしておきたいと思いますが、最近この法律の字句や、いろ／＼内容等につきましても、統一を缺くような點が間々あるように思うのであります。この今の衆議院で修正された法案も、初めから直されて御提案になるべきものと思つております。こういう點につきましては、今後共政府の十分御注意を願いたいと思います。

○山下義信君 只今政府から、衆議院で修正可決したつたという御説明なんでありまして、参議院の方に置きまして、各議員に對します修正案の配付手續のようなものは、只今のところまでは私共の手許には到達しないのでありまして、今この席で承るものが初めてであります。議員に對します修正案の配付というふうな手續はどうなつておりますか。

○委員長(下條康實君) 今事務局に伺いますと、まだ間に合つておらない。配付が……

○山下義信君 事務局から正式に、衆議院で修正可決になった、その修正の正式な文書がございませぬば、審議の進行はできないのではないかと存じますが、如何でございませうか。正式に委員会へ付託になりましたのはこの只今私共が持つております案が正式

に付託になりましたので、若し修正になりましたならば、改めて修正案が配付されなければならんと存じます。が、如何でございませうか。

○委員長(下條康實君) 今朝見た公報によりまして、決算委員会に付託をせられた案件は、やはり修正せられなかつた國家行政組織法施行までの云々という題名が出ておりました。併しその前に恐らく修正になつておると思ひますから、それは書き誤りではないかと思ひますが……

○山下義信君 私は只今御説明になりましたことは、昨日も御論議になつたのであります。國家行政組織法というこの字句に關しまして、修正をいたさなければならんと考えまして、實は今朝來關係の委員とも議じ合ひまして、修正案を實は私案を作りまして、プリントなどにいたしました。かれこれの研究をいたしました次第であります。然るに昨日通過いたしました衆議院のその修正案が、すでに本院に回付されてあるというのでございませう。私ども議員は午前中無用なことをいたしておつたということに相成るのであります。簡単に考えますれば、事は輕微のようでありまして、議員の職責を盡します上におきまして、甚だこれは面白くないように心得ますので一應お取調べを願いたいと思ひます。

○委員長(下條康實君) 昨日御要求になりました國家行政組織法案要綱は、政府から配付になつておりますが、山下議員にお伺いしますが、これも説明を求めまじょうか、大体新聞に出ておつた程度のものでございませうか、もつと簡単なものでございませうか……

○山下義信君 昨日新聞に掲載のことにつきまして、他の議員から御發言がございましたのでございしますが、すでに新聞に掲載されてありますこと、事實でありまして、あの新聞に掲載されております案と、この要綱とどういふ關係でございませうか、御説明を願いたいと思ひます。

○國務大臣(船田重二君) 昨日私から申し上げましたように、あの新聞に、或る一部の新聞に發表された國家行政組織法案というものを、行政調査部の方で決して發表いたしましたものではございませんで、何らかの方法で洩れたと思ひるのであります。多少の違いは字句のことや何かにつきましてあるかと思ひますが、大體現在のところ、行政調査部において整えてあります案が、新聞に出ておるというふうな關係になつておりますので、このお配り申上げました法案の要綱は、趣旨においてあの新聞に出ましたものと殆んど違ひはない、その要綱であるということを申し上げることができると思ひます。

○山下義信君 新聞掲載のことは本院に關する限りは追及いたしません。が、本決算委員会は、行政機構に關する事項を所掌しております委員会でありまして、政府におかれまして、他の委員会に御出席とはお考えを多少異にせられまして、御自分の御關係の委員

會とお考えになりまして、もつと打ちくつろいで、社を割つての御説明なり、御態度を實はお願いしたいと思ひます。表面を走りまして、何事も形式的公式に行くということになりますと、いろ／＼審議が圓滑に行かない憾みがありますので、何かと御腹藏なく御説明なり、御懇談下さるようなお心持で願いたいと存じます。御配付願ひました資料、大體有難うございませう。殊に秘密事項の御資料を頂戴いたしましたに感謝いたします。この中で要點とお考えになりまして、本暫定措置に關する法律案を審議いたしますものに關連のありますような點をビツクアツプして頂きます。簡単に御説明をして頂ければ非常にこの機會に有難いと思ひます。

○政府委員(前田克己君) お配りいたしました國家行政組織法案の要綱、これは別にこの法案の内容によりまして、現在御審議を願つております暫定措置に關する法律案の審議に、どういふ關係を持つかという點は特別のものはないと思ひます。むしろ現在の行政官廳法と大きく違つて来る點を申上げた方が御参考になるかと思ひます。それで第一に書いてありますように、行政機關の組織の基準を定めるものである。この點においては建前といたしましては、現在の行政官廳法と大きな違ひはないと思ひます。從つてこの組織法自体では、各官廳がどういふ組織権限を持つかというところは直接には分りませんが、それは別の組織法

に譲られることになるのであります。いわばこの法案によりましては、形式と型を決めるというのを目的としたしておられるわけでありまして、ただ現在の行政官廳法は、何事も従前の例によるというふうになつておられるが、今回の法案におきましては、今非常に行政機關の種類、それに伴いまする各等がいろいろ／＼互つて、時に組織で分りにくい點がございすのを、できるだけ整備いたしまして、すつきりした形にしたい。こういうことに相當の重みが置かれております。

従つて二のところにございすように、行政機關の種類を決めまして、これ以外に勝手な名前を使うことは廢める。こういうことも考へております。又三でも各外局の長等の名前をできるだけ統一をいたしておる。これも同じ精神から出るのであります。四におきまして、各省の内部部局等につきましても明確な規定を置きました。これは現状と餘り差異はありませんが、從來はこういう點についてはつきりした規定がございせんので、最近におきましては、内部組織等もやや亂雑に見られる點もあるわけですが、これを是正したいと考へておる次第であります。

それから行政機關に置かるべき職の點につきまして、異例の者は六のところにあります。總務長官という規定でございす。御記憶かと思ひますが、國家公務員法におきまして、次官というのとは別職に置かれるわけでありまして、即ちいろいろ任用資格等についての細かい制限が撤廢せられまして、各省の大臣が自己の政策遂行に便

利な、好む人物を自由に連れて來られる。そういうことになりまして、次官というのとは相當政治的な職になりますので、大臣、次官の下におきまして事務を統轄する人としたしまして、總務長官という制度を新たに設けたのであります。現在の事務次官のやつております仕事の大半は、むしろ總務長官に移行するやうな構想になります。

その外八のところにあります。すつきりに、現在公團というの、これは非常にむずかしい存在であります。やはり國家の行政を執行するものとして扱われておりますので、その點を法案の中に採り入れまして明確にいたしております。

これらの點が現在の行政官廳法と違ひました主眼點でございす。

○山下義信君 大變有難うございす。只今伺ひますと、要綱の第六に、各省次官の外、總務長官一人を置く。この御趣旨の御説明がございす。

この次官は特別職であるという關係から、或いは今日で申します事務次官というやうなものを豫定せられておるのではないかと考へますが、若しそれでございすると、先般可決いたしました政務次官の設置に關します法律案、あれは第二國會限りの臨時法律案になつておりますが、この際この關係法規の延期の暫定措置に關しまする法案の中に、行政官廳組織法のできるまでという意味で、それも合せてお入れになりましたらばよかつたのじやないかと思ひますが、その邊の考へは如何でございすでしょうか。

○國務大臣(船田幸二君) 今御質問の、この度の國家行政組織法案で考へております次官と申しますのは、必ずしも現在の政務次官の後繼というやうな考へでやつておるものではございませんで、一種の副大臣と申します。か、そういうものとして考へておりますので、従つて國會議員以外の人達からも任用ができるやうな少し性質の違ひがある。こゝ御承知置きを願ひたいのでございす。従つて現在の政務次官設置の法律とは直接に關係はございせん。

○山下義信君 只今の答辭で丁承いたしました。國家行政組織法の構想の各省の次官というの、政務次官をこれに振替へるという考へでないというこの御説明でございす。極めて明瞭と相成りました。満足いたしました。

○委員長(下條康吉君) 山下委員にお断りいたしますが、先程衆議院の修正案がまだ回付にならないが、この修正案が、衆議院から修正議決して參議院へ回付されたのは、昨日午後五時たそうです。實はそれより前修正が大體判明したものですから、十二時頃に參議院から印刷局の方へ打合はして、原稿を廻して、五時に回付になると同時に校了して、直ぐ印刷に頼んだので、す。ところが不幸にして印刷機械が故障して、今漸くできたので配付しました。手遅いですが、どうぞ悪しからず。

○山下義信君 丁承いたしました。○兼若傳一君 ちよつと大臣にお尋ねいたします。この行政調査部の仕事の基本的な問題なんですが、行政調査部としては、こゝいつた組織法を作つて出すというやうな考へでございすのか。それとも新憲法にふさわしい日本全體の官廳機構の民主化、行政組織の民主化を具體的に實行するという、つまり内容を持つてこの組織法という形が出て來るのか、形だけで、内容の未だ準備なり、成案なりをお持ちになつていないのかどうか、ちよつとお尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(船田幸二君) 全く形だけと申上げるわけではございせん。勿論新しい憲法の趣旨に従つて行政組織を合理的にし、又簡素化するという目的の下に、そういう目的を意識しながら、この法案を作成して、各省各廳などの組織につきましても、案が確定しておるというわけではございせんが、大體いろいろと研究調査をいたしたやうなやうなわけでありまして、それと關連してこゝした原則を作つて行こうという方針で、この案を作つた次第でございす。

○兼若傳一君 それではお尋ねいたしたいのでありますが、この今問題になつております中にもあります建設院の問題なんです、これはもう數年來非常に問題になつており、又兩院を通じて、又各政黨においても、この院ではいけないので、省にしなければいけないといふやうな空氣はほほ透透しておるのであります。で政府においてもこの問題は、各黨の政務調査會の意見、あなたの黨の意見についても、私が一年以前からお會ひして御意見も拜聴しておるのであります。又社會黨、民主黨及び野黨であります自由黨におきまして、すでにこの問題は取上げられておる、この建設省の問題、それから又具體的な内容として戰災復興の問題、又食糧増産を中心とする河川の災害の問題、山の治山、治水の問題、そういうやうなこの建設行政が一元化

されていなくて、あちこちにばらまいておるのを建設省に含むというのが頭行られないで、今日に來てしまつたのであります。我々はこの五月三日には、新しい憲法發布の満一周年までは、恐らく建設省はできるであらうという、私共見通しを持つておつたのであります。ところが五月二日が五月三十一日までには延びるということは、或る程度了承できるのであります。が、そういう形の上の組織法ができるといふことと關連して、建設省の設置という、この各省にばら／＼になつておる建設行政を一元化し、そうして建設力を集中して、國土の復興と、それに關連して建設院を建設省に與するやうな内容について、どういふやうな考へを持たれ、又閣議において、どういふやうにそれを進めるといふ御腹案を持つて、この組織法の要綱の未確定のものをここに御提出になつており、それと關連して五月二日を五月三十一日にしておられるか、その建設省の問題について一つ……。今日で一年以上も御研究になつており、大體結論に御到達になつておるのじやないかと思ひますが、その點を拜聴したいのであります。

○國務大臣(船田幸二君) 建設省の問題につきましては、お言葉通りでございまして、行政調査部におきまして、もの調査、検討しておる次第であります。が、お言葉にもありましたやうに、省とするならば、建設行政を一貫して、建設省に集めるということが適當ではないかといふ考へ方、各省の土木事務と申します、建設事務と申します

○國務大臣(船田幸二君) 建設省の問題につきましては、お言葉通りでございまして、行政調査部におきまして、もの調査、検討しておる次第であります。が、お言葉にもありましたやうに、省とするならば、建設行政を一貫して、建設省に集めるということが適當ではないかといふ考へ方、各省の土木事務と申します、建設事務と申します

○國務大臣(船田幸二君) 建設省の問題につきましては、お言葉通りでございまして、行政調査部におきまして、もの調査、検討しておる次第であります。が、お言葉にもありましたやうに、省とするならば、建設行政を一貫して、建設省に集めるということが適當ではないかといふ考へ方、各省の土木事務と申します、建設事務と申します

ついで、各省の大臣が自己の政策遂行に便

の、この度の國家行政組織法案で考え

全體的官廳機構の民主化、行政組織の

災害の問題、山の治山、治水の問題、

務と申ししますか、建設事務と申しします

か、それを建設省に一省に集めるとする
ということは、各省をそれぞれやはり各
省の建設行政について獨特の歴史もあ
り、特長もございまして、それをど
の程度に、調わば新設されるべき建設
省に吸収するかという具体的な問題な
問題につきまして、まだ相當困難な問
題がございまして、又一方におきまし
て、現在のままの建設院をそのまま省
にすることが、取敢ずの措置としては
適當ではないかという意見も最近には
出て参りましたので、それも併せて検
討いたしまして、又行政機構改革審議
會の方でも、只今改めてその二つの問
題を比較して研究いたしておる次第で
ありまして、できるだけ早くお言葉に
ありましたような趣旨の案を作りたい
とは思つておりますが、現在のところ
では、まだそんなふうなふうな状態の
たのに、確定案というところまでは達
しておりません。

○桑名傳一君 この建設行政のような
重要な問題が、もうすでに行政調査部
が設置されて二年に近く、いろいろに
研究されたであらうにも拘らず、
今日まで我々もすでに一年以上この國
會におるのでありますが、殆んどそう
いふ點について、どういふふうな具體
的に進行しておられるかということ
を殆んど承知してないのではありません。
今私建設省の問題を聞いたのでありま
すが、一體この日本の行政機構を民主
化して行く、そして簡單明瞭にして、
能率的なものにして行くためには、各
省の、この問題がございまして、
その最も大きな問題は各省に蟠居して
おり、この張羅主義を打破して、この
科學技術的な觀點から行政機構とい
うものを再組織して行くということ、こ

ういふ任務のために行政調査部があ
り、私は恐らく新大臣もそういう意向
でお働きになり、そしてこれをまあ
延ばされるという以上は、相當内容の
ある、つまり單に組織法という一片の
法律が出るんでなくて、本當に國民か
ら見て民主化された、科學的な、能率
的な官廳に、古い日本の半封建的な官
廳機構が、新しい民主的なものにな
るというのを期待しておつたんであ
ります。今の中の一部門、一つの問
題である建設省の問題について、今
までですというふうな不徹底なこ
とを考へて見たり、或いは各省に蟠
つてゐる張羅主義を破るのは、甚だ
困難であるというふうな、そういう、
いわば非常に、何と言いますか、怯懦
と言いますか、臆病な、そういう態度
であるというところは、私は非常に遺憾
に考へるものでありますが、若しそう
とすれば、一體何のために、もう一月
近くお延ばしになるのですか。つまり
ただ一片のこの組織法というものが出
るという、つまり法の條文を練るとい
う意味で一月延ばされるのであります
か。それとも内容も本當に新憲法發布
以來もう一年になるので、相當研究さ
れたところをこの内閣で實行に移す。
先程言つた官廳の組織主義を破り、
封建的なものを近代的なものにし、非
民主的なものを民主的なものにし、非
能率的なものを能率的なものにする
という、その準備のために一月延ばさ
れるのですか。單にこの條文を出され
るの、その點の根本的な態度を拜聴し
たいと思ひます。

○國務大臣(船田幸二君) 今の御言葉
のように、私どもの行政調査部とい
たしましては、できるだけ官廳組織の
合理化、或いは民主化というふうなこ
とをこの際行いたいと思ひますので、
いろいろと努力して参りまして、その
ために實は各省の設置法案もなか
決まらないうような状態でありまして、
そのために一月の延期をお願いいたし
たいと、こういうふうな考へて参つた
次第であります。單に國家行政組織
法そのもの、字句の問題等のためのみ
で延期をお願いしておるわけではござ
いません。ただ現在のところ、どこま
で我々の考へておりますところが實現
できるかというふうなところについて
はつきりしたお答えを申上げることが
できません。誠に残念であります
が、できるだけ努力をいたしたいと、
こんなふうな考へておる次第でござい
ます。

○小川友三君 本案の中で、先程大臣
から御説明がございましたが、これから
できる次官、國會議員でない方からも
多く採り上げられるという意味の御答
辯がございましたので、それならば、
それは舊憲法時代によく憲法を、大
臣の次に置くというふうなわけで、大
臣が副大臣にも類するといふお話が
ございました通り、議員にならなければ
大臣になれないが、舊財閥は倒れたか
ら、新與財閥の連中が政府に密着をし
て、そして御機嫌を取つて、そして
副大臣にどん／＼入つて来て、日本
の民主化といふものが非常に妨害をせ
られてしまつて、そして舊に逆戻り
をよしてしまつて、民主の大道が小道、
細道になつて、しまひには消えてしま
つて、右翼全盛が再現するのではない
か、こういうふうな想像もせられるの
であります。大臣に次ぐ次官は副大臣

という言葉を想像されるということ
は、おつしやる通りでありまして、そ
の通りとしたならば、それが今度は國
會議員以外から出て来るというお話で
したが、これは非常にまずいことでは
ないかと思つております。そして古
い政治に還りつゝあるというふうな感
じが深いのであります。特にこの三
のところに、應の長は長官である
という言葉を使つてありまして、六の方
へ行きますと、次官の下に總務長官と
いうこともないえらい名前がありま
すが、長官といふのは、今まで大臣で
あつて、その下に次官がいて、その次
官が國會議員以外から出てくるという
ことであります。石炭到着の電報
が讀めないといふような者が出て来る
というふうな、飛んでもない逆戻り
をするといふことになるのであります。
總務長官といふような名前は削つて頂
いて、あくまで今までの次官に類する
仕事、事務次官の仕事をするのであり
ますから、事務長でもいいし、事
務次官で願ければ、事務長という工合
にしまして、この民主化的な名前をや
つて頂きたいと思ひます。こういう名
前にすることは私は反對をしますが、
大臣の御意見を伺いたいと思ひます。
又四、の場合ですけれども、政令で總
局、局、官房といふようなものをどん
どん決めて行きたいといふようなお説
に對しましては、反對であります。大
臣の賢明なところの御答辯を一つ
お願いしたいと思ひます。

○吉川末次郎君 この法案の問題だけ
に限つたらどうですか。これは行政組
織法案といふものはまだ出ていないの
ですから、今日はこれだけに限つて論
議したらどうですか。

○小川友三君 先程實は大臣から、次
官を國會議員以外から採用するのだと
いうことで、青天の霹靂でありました
から、お尋ねするのですが、如何です
か。

○國務大臣(船田幸二君) 今の小川委
員のお言葉でございまして、そして
うううううう／＼の問題につきまして
は、相成るべくならば、尙小川委員の
お言葉を聴しまして、更に案を検討い
たしまして、閣議によつて決定いたし
ましたならば、國會議の御審議を仰が
なければならぬと思ひますので、その
ときに改めて御審議をお願いいたした
い、こんなふうな存じておるのであり
ます。

○委員(下條康吉君) 山下さん御相
談ですが、安本長官は先程から催促し
ておるのですが、見える、見えるとい
つてお見えにならないのですが、どう
ございましょうか、政務次官で……
○山下義信君 それでは政務次官から
一つ……。經濟安定本部を延期して
置かうといふことになっておりますの
で、從來の經濟安定本部の機構、任務、
そのいふものをそのまま延期なさる
考へてあります。或いはこの際何ら
かの新たな構想で再出設のお考へ
があらまするか、この際承つて置き
たいと思つております。

おきたいと思つてあります。私の質疑の要點を申し上げておきます方が御答辯に便宜かと存じますので、申し上げますが、

第一點は、元來安定本部は、臨時の官廳でありましたが、やはり臨時の官廳として今後存続されますか。或いは恒久的の官廳として新たな構想の下に再組織をされますか。その點であります。

第二點は、若し再組織されますというならば、安定本部の任務、現在の勅令の規定とは別に、新たな性格に向つての御構想が御座りますか、如何でございますか。そういう點を伺いたいと思つてあります。

○國務大臣(栗橋組夫君) お答えしたいと思つますが、今回の安定本部の勅令を、一ヶ月延ばそうということとは、これは暫定的に我々考えたのでございす。只今、第一の問題につきましても、やはり將來は恒久的の官廳として存続する意圖であるかどうかというのでございす。私は本來から安定本部は一日も早くなくなつて、安定の實を擧げたいと、こう考へておる次第でございす。併し經濟復興の、まださなかじやない、出發の第一歩を出そうという時でございす。物資の生産、その他も非常に落ちておる時でございすから、臨時的の、全く臨時的の機構として延長をしたい、どう考へておるのでございます。ところで延長をするにつきまして、他の國家行政組織法案というものの考案が上つたつあるのございまして、これは大體五月末日までに、できれば法律にお願いして出發しようとするのでございす。そこでこの安本の法律も、これと時を同じうし

て、そうして實施をする方が便宜である、こういう考へから、取敢えず一ヶ月延ばしておく、こういう趣意でございす。政府としましては、一ヶ月の延長ということ考へておる次第でございす。そこでこの經濟安定本部の設置法案というものを御願ひするようになりまして、大體一ヶ月の期間を限つて設置するという意味のことを明らかにしたい、こう考へておる次第でございす。

任務の點でございす。これはもう從來からありますものをそのまま受け継いで、そして經濟安定を任務とし、任務を達成すれば、そこで終了するのでございす。この點においては安定本部の作用、機能等は、必要な點においては十分に發揮するようにしたいと考へております。併し健全財政に伴う行政機構の改革整備というやうな問題もございす。財政負擔という點も考へて、双方から、この機能は十分保存し、更に必要な場合には發展させて行く、併し經費その他の點は、やはりこの健全財政の維持という點から見合はして行く、こういうやうな方法を探りまして立案をしたいと思つておるのでございす。立案の點につきましては、只今考案中でございまして、内容についてはまだ纏まつておらんやうな次第でございす。

○委員長(下條康唐君) お諮りいたしますが、本會議が始まりましたから、この際この程度で散會しまして、明後日十時から、修正案があるようですから、時間がかかると思ひますから、お願いしたいと思ひます。本日はこれで散會いたします。

午後二時三十一分散會

出席者は左の通り。

委員長 下條 康唐君
理事 西山 龜七君
山下 義信君

委員 岩崎正三郎君
吉川末次郎君
北村 一男君
谷口彌三郎君
小野 哲君
駒井 麟平君
鈴木 憲一君
兼岩 傳一君
千田 正君
小川 友三君

國務大臣 栗橋 組夫君
國務大臣 船田 亨二君

政府委員 總理廳事務官
(行政警察部 總務部長) 前田 克己君

四月二十七日日本委員會に左の事件を付託された。(尙豫備審査のための付託は四月二十四日)
一、國家行政組織法施行までの暫定措置に關する法律案(第三十九號)

(小字及び一は衆議院修正)

國家行政組織法施行までの暫定措置に關する法律案

行政官廳法(昭和二十二年法律第六十九號)附則第二項及び經濟安定本部令(昭和二十二年勅令第九十三號)附則第二項中「施行後一年を限り」を「昭和二十三年五月三十一日まで」に日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等

に關する法律(昭和二十二年法律第七十二號)第一條の三及び建設院設置法附則第二項中「五月二日」を「五月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

國家行政組織法の施行されるまでの間、行政官廳の職員は、定員については、政令でこれを定めることができる、但し、豫算上の措置がこれに伴つていなければならない。